

議案第 4 7 号

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 9 号）の一部を次

のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号の改正規定は、令和5年9月16日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準
第5条から第14条 略 (特定教育・保育の取扱方針)	第5条から第14条 略 (特定教育・保育の取扱方針)
第15条 略	第15条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項	(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
(3) 略	(3) 略
(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針	(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
2 略	2 略
第16条から第34条 略	第16条から第34条 略
第3節 略	第3節 略
第3章 略	第3章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準
第38条から第43条 略 (特定地域型保育の取扱方針)	第38条から第43条 略 (特定地域型保育の取扱方針)
第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉	第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉

施設の設定及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条から第50条 略

第3節 略

第4章 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号の改正規定は、令和5年9月16日から施行する。

施設の設定及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条から第50条 略

第3節 略

第4章 略

第2条による改正

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第22条から第24条 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚 生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理 大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業 の特性に留意して、保育する乳幼児の心身 の状況等に応じた保育を提供しなければな らない。</p> <p>第26条 略</p> <p>第3章から第6章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただ し、第1条中瑞穂町特定教育・保育施設及び特 定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例第15条第1項第2号の改正規定は、令和5 年9月16日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第22条から第24条 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚 生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働 大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業 の特性に留意して、保育する乳幼児の心身 の状況等に応じた保育を提供しなければな らない。</p> <p>第26条 略</p> <p>第3章から第6章 略</p>